

発委第3号

令和6年6月26日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者 議会運営委員会委員長 佐 藤 浩

一関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

一関市議会会議規則第14条第2項の規定により、標記の議案を
別紙のとおり提出します。

別紙

一関市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

一関市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年一関市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6章 罰則</p> <p>第51条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、<u>2年以下の懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、<u>1年以下の懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第51条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、<u>2年以下の拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第53条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、<u>1年以下の拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

発議第3号

令和6年6月26日

一関市議会議長 勝 浦 伸 行 様

提出者	永 澤 由 利
賛成者	那 須 勇
	佐 藤 真由美
	菅 原 行 奈
	門 馬 功
	千 葉 信 吉

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025
年度政府予算に係る意見書について

一関市議会会議規則第14条第1項の規定により、標記の意見書案
を別紙のとおり提出します。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025
年度政府予算に係る意見書

2021年の義務標準法改正により、小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられ、本県においては、2023年度から小・中学校ともに35人以下の学級編制となりました。

しかしながら、県内では、学級編制の標準に基づいた定数内配置や育休者・病休者の代替え配置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備に支障を来しています。また、いじめ、不登校や別室登校、貧困、ヤングケアラー等複雑な家庭環境などの問題が多様化・細分化し、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。子どもたちのゆたかな学びと学校の働き方改革を実現するためには、学級編制の標準の見直しによるさらなる少人数学級の推進や、基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源を保障すべきです。

こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要請いたします。

記

- 1 国においては、学級編制基準の見直しによるさらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、学級編制基準の基礎定数及び加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

岩手県一関市議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
総務大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様